

薬食発0830第2号
平成25年8月30日

各 地方厚生(支)局長
都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律及び
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」（平成25年法律第17号。以下「改正法」という。別添1）については、平成25年5月17日に公布されたが、本日「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成25年政令第252号。別添2）が公布され、平成25年10月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第98号。別添3）が本日公布され、改正法と同日から施行されるので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係者に対する周知と制度の実施に遺漏のないようお願いする。

記



第1 法律改正の内容

- 1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）関係（改正法第1条関係）

指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、麻薬取締官及び麻薬取締員に、司法警察員としての職務を行わせることとしたこと。

- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）関係（改正法第2条関係）

（1）厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分

及び立入検査等を、麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができることとしたこと。

- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとしたこと。
- (3) (2)による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けたこと。
- (4) 収去の権限の追加に伴い、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときは、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、立入検査等を行わせできることとしたこと。

第2 省令改正の内容

- 1 指定薬物又はその疑いがある物品の収去に関し、収去証の様式を新たに定めるとともに、収去をしようとするときには、その相手方に当該収去証を交付しなければならないこととしたこと。
- 2 麻薬取締官及び麻薬取締員が指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を行う場合に携帯する、身分を示す証明書の様式を新たに定めたこと。
- 3 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第3 施行に伴う留意事項

第2の1による収去証を交付するときは、その控えをとり、これを保管しておくこと。なお、収去証の作成にあたっては、厚葉紙及び薄葉紙の二片制カーボン紙式を用いることが適当であること。

法 律

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第十七号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「違反する罪」の下に「若しくは薬事法に違反する罪」(同法第八十三条の九、第八十四条第十九号(第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る)及び第一十九号並びに第八十七条第九号(第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る)及び第十号並びに第九十条(これらの規定に係る部分に限る)の罪に限る。)を加え、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(薬事法の一部改正)

第二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の八第一項中「指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、前二条の規定の施行に必要な限度で」を「この章の規定を施行するため必要があると認めるときは」に、「これらのおも」を「指定薬物若しくはその疑いがある物品」に改め、「者又は」の下に「これらのおも」を加え、「若しくは関係者に質問させること」を「関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させる」に改め、同条第二項中「及び質問」を「質問及び収去」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)

第七十六条の九 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の七第二項又は前条第一項に規定する当該職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

第八十三条第一項中「第七十六条の八第一項の下に「第七十六条の九」を加える。

「第八十七条第九号中「の規定による収去」を「若しくは第七十六条の八第一項の規定による収去」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

省 令

○厚生労働省令第七十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和四十八年政令第百九十五号)第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和四十八年政令第百九十五号)第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定め

る。

○厚生労働省令第七十一号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和四十八年政令第百九十五号)第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

3 いう。第六十三条第三項の規定により行う同条第二項の報告をいう。)については、なお従前の例による。

この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品(薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第三号イの規定により規定する新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。)については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する。

○経済産業省令第二十三号

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する。

○厚生労働省令第七十号

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する。

第三十条第二項中「ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材」を「次の各号に掲げる材料」に改め、同項に次の各号を加える。

一 热交換器の下流側の配管(難燃性を有する材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを通ずるものに限る。)の材料

二 ダイヤフラム、パッキン類及びシール材その他の気密保持部材

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

政令第二百五十一号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)附則第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律附則第一条规定第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月一日とする。

厚生労働大臣 田村 恵久
内閣総理大臣 安倍 邦三

総務大臣 新藤 義孝

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年八月三十日

政令第二百五十一号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十七号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十月一日とする。

厚生労働大臣 田村 恵久
内閣総理大臣 安倍 邦三

府

令

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第一一十五号)第六十六条の三十三第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三百六条第一項第四号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。
ハ 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制
第三百八十八条第三号ホ中「の概要」を削る。

附 則

この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

○総務省令第八十六号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一節を次のように改正する。

第一條第一項第八号を次のように改める。

八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。

第一條第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一號ずつ繰り上げる。

第四条の表六の二の項中

特別取扱ルート接続ルート送信ルート

特別取扱ルート接続ルート送信ルート

他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定取扱ルート接続する場合における特別第一種指定取扱ルート接続ルート及び伝送を行う機能により通信の交換及び伝送を行ふ機能

他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルート接続する場合における特別第一種指定ルート接続ルート及び伝送を行う機能

他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルート接続する場合における特別第一種指定ルート接続ルート及び伝送を行う機能

他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルート接続する場合における特別第一種指定ルート接続ルート及び伝送を行う機能

特別取扱ルート接続ルート送信ルート

特別取扱ルート接続ルート送信ルート

特別取扱ルート接続ルート送信ルート

卷三

第
四

身分證明書

官職又は職名

四

二二

寫真

48条第1項の規定による立入検査をすることを証明する。

卷之三

卷三

移情に用いる題材は、心の處理が進むにつれて、徐々に変化する。

第四百八十九条 厚生労働大臣は、支授業務の適正な実施を確保するために必要な程度において、支授業務に關する状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは他の職員に立ち入りし、そゝぐに於ける。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

第六十条次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

四庫全書

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(備考) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

○厚生労働省令第九十八号
麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十七号)の施行に
伴い、並びに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)、源六十九条第一項、第七十一条第一項、源七十
六条の七第三項、第七十六条の八第一項及び第八十一條の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実
施するため、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成二十一年八月三十日
厚生労働大臣 田村 審久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のようて改正する。

第一九十七条第一項第一号中「検定の申請の」を「医薬品の」に改め、同号イ中「の検定の申請」(当
該指定製剤の検定が二以上の製造段階に亘り行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請
を課す。)を削る。

第一百六十条「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

第一四四十九条「様式第四三」を「薬事監視員については様式第四三によるもの」とし、麻薬取締
規定期よりつ指定薬物若しくはその類似がある物品を取去しようとするときは、その相手方に、様式
第一四四十九条の五の次に次の二条を加える。

(取去証)

第一四四十九条の六 薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法規七十六条の八第一項の
規定によりつ指定薬物若しくはその類似がある物品を取去しようとするときは、その相手方に、様式
第一四四十九条の二による取去証を交付しなければならない。

平成25年8月30日 金曜日

官報

選択課題の次に次の様式を用いな。

様式第百六の二（第二百四十九条の六関係）

運送車両の保安基準及び装備式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

105mm

收去証

1 収去の相手方の住所又は營業所所在地

2 収去の相手方の氏名又は法人の名称

3 品名及び数量

4 収去場所

乗車法第76条の8第一項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

收去者 梨野監視員（麻薬取締官又は麻薬取締員）職 氏 名 勤

所属局部課

備考

年 月 日

第一條 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第6十七号）の一部を次のよう改定する。
第一項「第三十一条第一項「（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの）二輪自動車、側車付一輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車並びに最高速度五十キロメートル毎時未満の自動車を除く」を除く」の車両重量の二分の一を超過する二輪自動車の車両総重量が超えない」とを「が、当該被牽引自動車を連結した状態において、走行中の牽引自動車及び被牽引自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができるかのとし、制動性能に関する告示で定める基準に適合する制動装置を備えた」に改め。

（装置別式指定規則の一部改正）

第一條 装置別式指定規則（平成十年運輸省令第67号）の一部を次のよう改定する。

第一項「第三十一条第一項の二を銀川町の三と銀川町の四と、銀川町の二と銀川町の三と、銀川町の次に次の二項を加へる。」

三〇〇一 法規四十一条第一項の操作装置のうち操作装置（自動車（二輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く）に備えねばに限る。）

三〇〇二 法規四十一条第一項の操作装置（二輪自動車、側車付一輪自動車及び二輪自動車に備えねばに限る。）

三〇〇三 法規五郎中「及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度五十キロメートル毎時以下のもの）を削り、同条第五項の二を次のように改める。

三〇〇四 法規四十一条第一項の制動装置（貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度五十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く）であつて車両総重量三・五トン以下とのものに備えねばに限る。）

三〇〇五 法規五郎中「七を銀川町の八とし、銀川町の二から銀川町の六までを一章やへ繰り下り、第三の二に次の二項を加える。

三〇〇六 法規四十一条第一項の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付一輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度五十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く）であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度五十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車（最高速度十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く）に備えねばに限る。）

附則

（施行期日）

1 いの省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、銀田九十七條第一項及び第二項の四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 いの省令の施行の際現はあらじの命令による改正前記の様式（次項はあらじ「正様式」）による。この使用されてくる書類は、いの省令による改正後の様式（もとあるのとみなす）。

3 いの省令の施行の際現にあらじ様式による用紙にしたてば、専介の間、これを取ら處にて使用す

○国土交通省令第7号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）銀田十一條（同法第九十九条に准して準用する場合を含む）、銀田五十五条の二第一項及び第七項並びに銀田五十五条の二第一項の規定に基いて、道

運送車両の保安基準及び装備式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日
道詔運送車両の保安基準及び装備式指定規則の一部を改正する省令
国土交通大臣 太田 昭也